

(1) ESDの10年後半における重点的取組事項

| 項目 | 施策の概要 | 担当省庁 |
|----------|---|-----------------------------|
| (イ) 普及啓発 | <p>○ あらゆる機会を通じた普及啓発 関連する都道府県等の行政職員を対象とした会議、市民向けの説明会等を通じて、ESDの10年やこの実施計画についての説明を行う。</p> | 外務省 文部科学省 環境省 関係省庁 |
| | <p>○ 地球環境問題に関する知識の普及啓発 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、地球環境問題に関する知識の普及を図る。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ 防災気象情報等に関する知識の普及啓発 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、防災気象情報への理解の促進を図る。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ 地域におけるESDの取組強化推進事業（国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業） ESDとして実践されている活動はもとより、ESDの理念や趣旨に合致していながら未だESDの一つとして認知されていない様々な活動について、ウェブサイトに登録いただくことでデータベース化し、我が国におけるESD活動や支援事業の情報を発信（「見える化」）する。あわせて、活動の実践者同士や実践者と支援者（中間支援組織や助成団体、企業、大学など）との連携を促進（「つながる化」）する。また、ESD活動の実践者・支援者等の多様な主体のネットワーク構築、経験交流のための会議を開催する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ 国連生物多様性の10年推進事業 「国連生物多様性の10年」の取組の一環として、種々のツールを活用し、生物多様性に関する国民的理解を広め、生物多様性の世界目標である「愛知目標」の達成に向けたすべての国民の参加を促す。</p> | 環境省 |

| | | |
|----------------|---|-----------------------|
| (ロ) 教育機関における取組 | ○ 環境に関する授業科目の実施状況調査 大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。 | 文部科学省 |
| | ○ 戦略的環境リーダー育成拠点形成 「長期戦略指針『イノベーション25』」に掲げる「世界に開かれた大学づくり」と「世界の環境リーダーの育成」の一環として、また、「科学技術外交の強化に向けて」に掲げる「世界の環境リーダーの育成」を推進するため、途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材（環境リーダー）を育成する拠点を形成する。 | 文部科学省 |
| | ○ 環境教育の実践普及 環境教育推進のため、環境教育・環境学習指導者養成講座を実施するとともに、全国的な実践発表大会の開催など環境教育の優れた実践の促進・普及を実施する。 | 文部科学省 |
| | ○ アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業 平成19年度に取りまとめた「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」（アジア環境人材育成ビジョン）に基づき、関係省庁と連携し、大学・大学院におけるモデルプログラムの開発、産学官民連携によるコンソーシアムの推進などの取組を実施する。 | 環境省 |
| (ハ) 地域における実践 | ○ 子ども農山漁村交流プロジェクト 総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施する。 | 総務省 文部科学省 農林水産省 |
| | ○ 体験活動推進プロジェクト 次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信し、青少年の体験活動の推進に寄与する団体間の連携を図る。 | 文部科学省 |

| | | |
|--|--|-----------------------|
| | <p>○ 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト</p> <p>行政だけではなく、地域やNPO等の民間が主体となって課題に取り組むことが期待されるテーマを指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 消費者教育推進事業</p> <p>消費者教育の内容及び方法について、地域の関係団体等と連携した試行的な実施を含む実証的な調査研究を行うとともに、消費者教育を実践する多様な主体が連携・協力して普及・啓発を図る場を創設し、消費者教育の更なる推進を図る。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 森林づくり国民運動推進事業</p> <p>「緑の少年団」の活動、NPO等による森林づくり活動への支援や企業等による多様な主体が参加した森林づくり活動をサポートするための環境整備を進めることにより、各地域における企業やNPO等の森林整備・保全活動への参加を促進し、国民参加の森林づくりを推進する。</p> | 農林水産省 |
| | <p>○ 海辺の環境教育の推進</p> <p>市民による港の良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ 子どもの水辺再発見プロジェクト</p> <p>地域において河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して選定した水辺において、子どもたちの河川における体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。</p> | 国土交通省 文部科学省 環境省 |
| | <p>○ 水生生物を指標とした簡易水質調査</p> <p>河川に生息する水生生物の生息状況は水質汚濁の影響を反映することから、これらを指標とした水質の簡易調査を通じて身近な自然に接することで環境問題への関心を高める良い機会となるため、小学校や市民団体等の参加を得て昭和59年度から実施している全国水生生物調査を継続する。</p> | 国土交通省 環境省 |

| | | |
|--|---|-------|
| | <p>○ 身近な水環境の全国一斉調査</p> <p>全国の市民団体等と国土交通省が協働で、全国一斉に統一された簡易的な手法で河川を中心とする身近な水辺の水質調査を毎年行い、その結果を地図上にわかりやすくまとめた水環境マップを作成するなど、身近な水環境に関する理解と関心を深める。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ 地域におけるE S Dの取組強化推進事業（国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業）（再掲）</p> <p>E S Dとして実践されている活動はもとより、E S Dの理念や趣旨に合致していながら未だE S Dの一つとして認知されていない様々な活動について、ウェブサイトに登録いただくことでデータベース化し、我が国におけるE S D活動や支援事業の情報を発信（「見える化」）する。あわせて、活動の実践者同士や実践者と支援者（中間支援組織や助成団体、企業、大学など）との連携を促進（「つながる化」）する。また、E S D活動の実践者・支援者等の多様な主体のネットワーク構築、経験交流のための会議を開催する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ 事業型環境N P O・社会的企業支援活動実証事業</p> <p>地域社会の活性化・変革を目指し、地域の自然エネルギーや未利用資源を活用・保全する事業活動を担わせるべく、環境N P Oを事業型環境N P Oや社会的企業として発展させる実証事業を行う。</p> | 環境省 |
| | <p>○ 里地里山保全活用行動推進事業</p> <p>全国各地の里地里山の保全活動を促進するため、特徴的な取組を調査・分析し、ホームページや事例集などを通じて情報を発信するほか、研修会の開催や専門家の派遣による助言・ノウハウ提供などの技術的支援を行う。また、里地里山の自然資源の新たな利活用方策や、多様な主体の参加を促進する方策について検討し、その結果を発信する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ エコツーリズムを通じた地域活性化事業</p> <p>エコツーリズムが、地域にある自然資源を守りながら持続的に利用し、地域振興を図るものであるとともに、環境教育の機会としての活用が期待されるものでもあることから、これを意欲的に推進していく地域に対し、人づくり、基盤作り等を総合的かつ効率的に実施する。</p> | 環境省 |

| | | |
|--|---|-----|
| | <p>○ 自然公園等整備事業（自然再生事業）</p> <p>自然再生事業を実施している地域が、自然環境に関する知識を実地で学ぶ場として十分に活用されるよう、当該地域の関係機関と協力・連携しながら自然環境学習を推進する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ 自然再生活動推進費</p> <p>自然環境情報や科学的知見等を収集整備し、その情報提供を行うとともに、自然再生協議会の円滑な運営を支援し、地域の自主的な取組による自然再生を推進する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ 自然生きものふれあい推進等事業費</p> <p>全国の国立公園等に設置されたビジターセンター等を巡るスタンプラリーを実施するなど、自然とふれあう機会を増やすとともに、自然環境について理解を深めるための学習プログラムやイベント等に関する情報を提供する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ こどもホタレンジャー事業</p> <p>水環境保全活動の普及を目的として、ホテルなどの水辺の生きものに関連した水環境保全活動を行っている子ども達を「こどもホタレンジャー」と名付け、その活動報告を募集し、優れた活動を環境大臣が表彰する。身近な水環境への関心を高める。</p> | 環境省 |

(2) 国内における具体的な推進方策

| 項目 | 施策の概要 | 担当省庁 |
|---------------------------|---|-------|
| (イ) ビジョン構築、意見交換 | <p>○ 円卓会議の開催 連絡会議の下に円卓会議を随時開催し、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等関係者との意見交換を行う。</p> | 関係省庁 |
| | <p>○ 政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画について、現行の第三次計画を見直し、第四次計画を策定する。第四次計画においても、第三次計画と同様、我が国が目指すべき持続可能な社会の姿を提示する予定。</p> | 環境省 |
| (ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進 | <p>○ 地球環境パートナーシッププラザ／環境パートナーシップオフィス・地方環境パートナーシップオフィスの運営 環境省の施策に関する意見交換会等を行い、あらゆる主体から幅広く意見を聴きつつ、環境施策を策定・実施する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ 環境政策提言事業 NGO／NPO等から政策提言を広く公募し、優れた提言について発表する環境政策提言フォーラムを開催するとともに、提言の実際の施策への反映を促進するために、特に優れた提言についてフィージビリティ調査を実施する。</p> | 環境省 |
| (ハ) パートナーシップとネットワークの構築・運営 | <p>○ ESDに関連する諸施策について、連絡会議を随時開催し、関係省庁が緊密に連携して取り組む。</p> | 関係省庁 |
| | <p>○ 体験活動推進プロジェクト（再掲） 次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信し、青少年の体験活動の推進に寄与する団体間の連携を図る。</p> | 文部科学省 |

| | | |
|----------------------|--|--------------------------------|
| | <p>○ 子どもの水辺再発見プロジェクト（再掲）</p> <p>地域において河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して選定した水辺において、子どもたちの河川における体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。</p> | <p>国土交通省 文部科学省 環境省</p> |
| | <p>○ 地球環境パートナーシッププラザ／環境パートナーシップオフィスの運営（再掲）</p> <p>市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施する。</p> | <p>環境省</p> |
| | <p>○ 地方環境パートナーシップオフィスの運営（再掲）</p> <p>地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPO等の交流等の拠点として、全国7カ所に地方環境パートナーシップオフィスを設置・運営する。</p> | <p>環境省</p> |
| | <p>○ 地域におけるESDの取組強化推進事業（国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業）（再掲）</p> <p>ESDとして実践されている活動はもとより、ESDの理念や趣旨に合致していながら未だESDの一つとして認知されていない様々な活動について、ウェブサイトに登録いただくことでデータベース化し、我が国におけるESD活動や支援事業の情報を発信「見える化」）する。あわせて、活動の実践者同士や実践者と支援者（中間支援組織や助成団体、企業、大学など）との連携を促進（「つながる化」）する。また、ESD活動の実践者・支援者等の多様な主体のネットワーク構築、経験交流のための会議を開催する。</p> | <p>環境省</p> |
| <p>(二) 能力開発、人材育成</p> | <p>○ 環境教育の実践普及（再掲）</p> <p>環境教育推進のため、環境教育・環境学習指導者養成講座を実施するとともに、全国的な実践発表大会の開催など環境教育の優れた実践の促進・普及を実施する。</p> | <p>文部科学省</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>○ 人材認定等事業の登録</p> <p>環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する人材認定等事業について、民間団体等が運営するもので一定の基準を満たすものを登録し、環境保全活動等に活用を図る。</p> | <p>文部科学省 環境省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p> |
| | <p>○ 国営公園における環境教育・環境学習の推進</p> <p>国営公園において、豊かな自然環境や歴史的資源を活用した多様な環境学習プログラムを実施するとともに、環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供する。</p> | <p>国土交通省</p> |
| | <p>○ 里地里山保全活用行動推進事業（再掲）</p> <p>里地里山の保全活動に興味のある都市住民等が、NPO等の保全活動に容易に参加できるようにするための情報を発信する。あわせて、各地域における取組の課題を解決するための専門家派遣を通じた助言や、保全活動の中心となる人材を育成するための研修会の開催を総合的に実施する。</p> | <p>環境省</p> |
| | <p>○ 自然公園等利用ふれあい推進事業</p> <p>国立公園等において、利用者指導等を行う自然公園指導員、及び自然解説等を行うパークボランティアを対象に、指導能力等向上のための研修等を実施する。</p> | <p>環境省</p> |
| | <p>○ 環境カウンセラー事業</p> <p>環境カウンセラーの登録事業に加え、その資質・能力の向上を図るための研修の充実や情報提供等の支援等を通じて、環境カウンセラーの活動を活性化することにより、環境カウンセラーの増加と地域における環境教育活動等の環境保全活動の促進を図る。</p> | <p>環境省</p> |
| | <p>○ 環境調査研修所における環境教育研修</p> <p>政府職員、地方公共団体職員等に対する環境教育研修において、ESDについても取り上げる。</p> | <p>環境省</p> |

| | | |
|--------------------|--|-------|
| (ホ) 調査研究、プログラム開発 | ○ 消費者教育推進事業（再掲） 消費者教育の内容及び方法について、地域の関係団体等と連携した試行的な実施を含む実証的な調査研究を行うとともに、消費者教育を実践する多様な主体が連携・協力して普及・啓発を図る場を創設し、消費者教育の更なる推進を図る。 | 文部科学省 |
| | ○ 環境教育の実践普及（再掲） 環境教育推進のため、環境教育・環境学習指導者養成講座を実施するとともに、全国的な実践発表大会の開催など環境教育の優れた実践の促進・普及を実施する。 | 文部科学省 |
| | ○ 世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会の開催 平成15年3月に開催された「第3回世界水フォーラム」の主要な分科会の一つとして「世界子ども水フォーラム」が開催されたことを受け、国内において世界の水に関する問題や子ども達自らに取り組む水に関する活動についての議論や情報交換の場として、世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会を開催する。 | 国土交通省 |
| | ○ 環境教育等担当者会議の開催 都道府県、政令指定都市等の環境教育等を担当している職員を対象に、政府の施策の紹介や全国の先進的な取組事例について情報提供等を行う。 | 環境省 |
| (ヘ) 情報通信技術（ICT）の活用 | ○ 環境教育の実践普及（再掲） 環境教育推進のため、環境教育・環境学習指導者養成講座を実施するとともに、全国的な実践発表大会の開催など環境教育の優れた実践の促進・普及を実施する。 | 文部科学省 |
| | ○ ホームページや冊子等における環境教育の参考となる情報発信 学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対応した河川に関する様々な情報を発信する。 | 国土交通省 |

| | | |
|--|---|----------------------|
| | <p>○ 環境教育・環境学習データベース総合整備事業</p> <p>環境教育・環境学習に関する知識、教材、事例等に係る情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図る。</p> <p>(URL : http://www.eeel.go.jp/index.html)</p> | <p>環境省 文部科学省</p> |
| | <p>○ インターネット自然研究所システム運営</p> <p>インターネットを通じて、自然環境学習の素材としても利用できる国立公園のライブ映像や、我が国の世界自然遺産、絶滅のおそれがある野生生物等の情報を発信する「インターネット自然研究所」のシステム運営等を行う。(URL : http://www.sizenken.biodic.go.jp)</p> | <p>環境省</p> |
| | <p>○ 循環型社会形成に向けた情報提供事業</p> <p>循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(「R e - S t y l e」)により行い、国民、民間団体及び事業者等における3Rへの取組を促進する。(URL : http://www.re-style.jp)</p> | <p>環境省</p> |

(3) 各主体に期待される取組

| 項目 | 施策の概要 | 担当省庁 |
|--------------|--|-------|
| (イ) 個人、家庭 | <p>○ 家庭教育手帳による情報提供 自然や環境を大事にする心を育てることなどを盛り込んだ、家庭教育に関するヒント集(家庭教育手帳)を文部科学省ホームページに掲載し、全国の教育委員会やPTA、子育て支援団体などにおける家庭教育に関する学習機会等での活用を促す。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 食育推進基本計画の推進 食育基本法に基づき、2011年3月末に作成した第2次食育推進基本計画を推進する。内閣府では、広報啓発活動を中心に食育推進運動を展開する。</p> | 内閣府 |
| | <p>○ 交通と環境に関する環境教育 交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなし得ることの認識を深めるための事業を実施する。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ 全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク) 星空を観察するという方法を通じて大気環境の状態を調査し、大気環境保全の重要性を多くの人々に考えてもらうもので、全国の地方公共団体、学校、市民グループ等の協力を得て実施する。</p> | 環境省 |
| (ロ) 学校、教育委員会 | <p>○ 環境教育の実践普及(再掲) 環境教育推進のため、環境教育・環境学習指導者養成講座を実施するとともに、全国的な実践発表大会の開催など環境教育の優れた実践の促進・普及を実施する。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 豊かな体験活動推進事業 児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援する。</p> | 文部科学省 |

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| | <p>○ 人権教育開発事業</p> <p>基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進する観点から、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育を推進する。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ エコスクールの整備推進に関するパイロット・モデル事業</p> <p>環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、農林水産省、経済産業省及び環境省と連携して、パイロット・モデル事業を実施している。具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電については経済産業省と、学校エコ改修については環境省とそれぞれ協力しつつ、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行う。</p> | 文部科学省 農林水産省 経済産業省 環境省 |
| | <p>○ 屋外教育環境施設の整備</p> <p>子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、校庭の芝生化や学校ビオトープなどの屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 環境に関する授業科目の実施状況調査（再掲）</p> <p>大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 日本/ユネスコパートナーシップ事業</p> <p>我が国におけるユネスコ活動の振興を図るために国内の学校、教員養成機関、研究機関、NPO等と連携して研修セミナー・国際会議等を実施する本事業について、ESDを一層強力に推進するため、事業の拡充を図る。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ エネルギー教育事業</p> <p>子どもたちがエネルギーに対する理解や関心を深め、正確な知識を身に付けることができるよう、エネルギー教育用副教材の作成、エネルギー教育に取り組む学校への支援などを実施する。</p> | 経済産業省 |

| | | |
|--|--|-----------------------|
| | <p>○ 「遊々の森」制度等によるフィールドの提供・活用等</p> <p>国有林の豊かな自然環境を子ども達に提供して様々な自然体験や自然学習を進めていただくために、プログラムの整備に取り組むとともに、「遊々の森」等の設定・活用を推進する。また、森林環境保全ふれあいセンター等では森林環境教育を行う教育者等に対する支援を実施する。</p> | 農林水産省 |
| | <p>○ 海洋環境保全教室の開催</p> <p>海洋環境保全思想の普及を図るため、幼稚園、小中学校において、環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を行う。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ 子どもの水辺再発見プロジェクト（再掲）</p> <p>地域において河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して選定した水辺において、子どもたちの河川における体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。</p> | 国土交通省 文部科学省 環境省 |
| | <p>○ 出前講座の実施</p> <p>各地方における河川の特徴（治水、利水、環境）や安全な利用方法等について現場や学校において子どもたちに伝える。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ 「こども環境白書」の配布</p> <p>環境問題についての理解の促進、環境保全の具体的な行動に結びつけるための環境教材として、全国の小・中学校等に配布する。</p> | 環境省 |
| | <p>○ 学校エコ改修と環境教育事業</p> <p>学校校舎におけるCO₂排出削減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施する。</p> | 環境省 |

| | | |
|--------------|---|-------|
| (ハ) 地域コミュニティ | ○ 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト（再掲） 行政だけではなく、地域やNPO等の民間が主体となって課題に取り組むことが期待されるテーマを指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。 | 文部科学省 |
| (ニ) NPO | ○ 「子どもゆめ基金」事業 独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置している「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な子どもの体験活動等への支援を行う。 | 文部科学省 |
| | ○ 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト（再掲） 行政だけではなく、地域やNPO等の民間が主体となって課題に取り組むことが期待されるテーマを指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。 | 文部科学省 |
| | ○ 日本/ユネスコパートナーシップ事業（再掲） 我が国におけるユネスコ活動の振興を図るために国内の学校、教員養成機関、研究機関、NPO等と連携して研修セミナー・国際会議等を実施する本事業について、ESDを一層強力に推進するため、事業の拡充を図る。 | 文部科学省 |
| | ○ 緑と水の森林ファンド 民間団体が実施する子どもの体験活動等について支援を行う。 | 農林水産省 |
| | ○ 緑の募金 民間団体が実施する森林整備及び緑化の推進に係る自発的な活動等について支援を行う。 | 農林水産省 |
| | ○ 地球環境基金による民間活動助成事業 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDに関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係るNPO活動に対して活動資金を助成する。 | 環境省 |

| | | |
|----------------|---|-----------------------|
| (ホ) 事業者、業界団体 | ○ エコプロダクツ展の開催 エコプロダクツ（環境配慮型製品・サービス）を広く普及するため、環境総合展示会を開催する。企業、行政、NGO/NPOなど多様な関係者が参加し、環境学習の機会を提供するなど環境への取組に関する情報交流を促進する。 | 経済産業省 |
| | ○ 海洋環境保全講習会の開催 海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ（船底にたまった油性混合物）等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を行う。 | 国土交通省 |
| | ○ 社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES） 緑の保全・創出活動による社会や環境への貢献度を評価・認定する社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）を普及・活用し、事業者の緑に関する積極的な取組を推進する。 | 国土交通省 |
| | ○ 環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業 環境配慮促進法に基づき、事業者が自らの環境負荷とその低減対策の状況等を取りまとめた環境報告書の作成・公表やその利用促進を図るため、シンポジウムや講習会等を実施。事業者においては、環境報告書等を通じて従業員の環境保全意識の向上を図るなど、社内教育に環境報告書等を活用する。 | 環境省 |
| | ○ 中小企業等における環境経営の普及促進事業 主として中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21を普及し、中小企業の事業における環境配慮に関する支援を行う。 | 環境省 |
| (ヘ) 農林漁業者、関係団体 | ○ 子ども農山漁村交流プロジェクト（再掲） 総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施する。 | 総務省 文部科学省 農林水産省 |
| | ○ 森林づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進 森林環境教育など継続的な体験活動の場となる実習林や体験施設等の整備を行う。 | 農林水産省 |

| | | |
|--|---|-------|
| | <p>○ 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 高校生等を対象とした林業経営・就業体験、小・中学生に対する地域の森林・林業に関する体験学習等を通じ、次代の林業を担う人材の確保・育成を図る。</p> | 農林水産省 |
| | <p>○ 木づかい運動 地球温暖化防止に向けた国産材利用推進の意義を普及するため、NPOのネットワーク化を図るなど、「木づかい運動」を拡充するとともに、木の良さや木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な活動を推進する。</p> | 農林水産省 |
| (ト) マスメディア | <p>○ 環境保全活動推進のための戦略的広報 地球温暖化防止や3Rの推進、生物多様性の保全などの環境保全活動の普及啓発について、マスメディアが伝えやすい形で情報を積極的に提供する。</p> | 環境省 |
| (チ) 教員養成・研修機関 | <p>○ 日本/ユネスコパートナーシップ事業（再掲） 我が国におけるユネスコ活動の振興を図るために国内の学校、教員養成機関、研究機関、NPO等と連携して研修セミナー・国際会議等を実施する本事業について、ESDを一層強力で推進するため、事業の拡充を図る。</p> | 文部科学省 |
| (リ) 公民館、図書館、青少年教育施設等の社会教育施設、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設 | <p>○ 国立青少年教育施設における指導者育成及び自然体験活動等の機会と場の提供 国立青少年教育施設において、自然体験活動指導者の育成を行うとともに、立地条件や各施設の特徴を生かして、自然体験活動等の機会と場を提供する。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト（再掲） 行政だけではなく、地域やNPO等の民間が主体となって課題に取り組むことが期待されるテーマを指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。</p> | 文部科学省 |

| | | |
|------------|---|-------|
| | <p>○ 消費者教育推進事業（再掲）</p> <p>消費者教育の内容及び方法について、地域の関係団体等と連携した試行的な実施を含む実証的な調査研究を行うとともに、消費者教育を実践する多様な主体が連携・協力して普及・啓発を図る場を創設し、消費者教育の更なる推進を図る。</p> | 文部科学省 |
| (ヌ) 地方公共団体 | <p>○ 都市公園における環境教育・環境学習の推進</p> <p>利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園の整備を推進する。</p> | 国土交通省 |
| | <p>○ グリーン購入への取組の推進</p> <p>地方公共団体がグリーン購入に容易に取り組めるように作成されたグリーン購入取組ガイドラインを改訂するとともに、地方公共団体のグリーン購入に関する取組をまとめたグリーン購入取組事例データベースを更新し、公表している。また、ブロック説明会を開催し、組織的なグリーン購入への取組の普及・推進を図る。</p> | 環境省 |
| | <p>○ グリーン契約への取組推進</p> <p>地方公共団体がグリーン契約に容易に取り組めるように作成された具体的事例を踏まえたパンフレット等を普及するとともに、地方公共団体のグリーン契約に関する取組をまとめた環境配慮契約法取組事例データベースを更新し、公表している。また、全国説明会を開催し、グリーン契約への取組の普及・推進を図る。</p> | 環境省 |

(4) 国際協力の推進

| 項目 | 施策の概要 | 担当省庁 |
|--------------------|---|-------|
| (イ) 国連関連機関等との連携・協力 | <p>○ 日・UNDPパートナーシップ基金への拠出金 UNDPの重点活動分野の1つである「エネルギーと環境」分野における事業実施を日・UNDPパートナーシップ基金への拠出金を通じて支援する(当該分野における案件申請がUNDPからある場合、事業実施支援を検討する)。</p> | 外務省 |
| | <p>○ “Tunza”プログラム(UNEP) 若青年層の環境への参加拡大及びUNEPとの協力関係の拡大のため、関連諸機関・団体のネットワーク拡大、会議開催、協定署名、出版物発行及びインターンの受入を実施する。</p> | 外務省 |
| | <p>○ ユネスコ人的資源開発日本信託基金 アフリカを中心とする開発途上国において、貧困削減、環境保全、男女間の公平及び基礎教育の充実を目的とした人材育成プロジェクトを実施する。</p> | 外務省 |
| | <p>○ ユネスコ持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金 我が国が提唱し、ユネスコが推進主導機関となっているESDについて、日本とユネスコの双方において、持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取り組み、ESDを一層推進することを目的とした国際交流・協力事業を新たに実施する。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 日本/ユネスコパートナーシップ事業(再掲) 我が国におけるユネスコ活動の振興を図るために国内の学校、教員養成機関、研究機関、NPO等と連携して研修セミナー・国際会議等を実施する本事業について、ESDを一層強力に推進するため、事業の拡充を図る。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ 国連大学拠出金(持続可能な開発のための教育の10年構想事業費) ESDの10年については、国連の頭脳部門というべき国連大学などが推進を行っているが、国連大学による地域の拠点づくり等の事業の実施に関する拠出金を拠出する。</p> | 環境省 |

| | | |
|---------------------------|--|--------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際連合環境計画拠出金等 国際連合環境計画（UNEP）等の国際機関に資金を拠出することにより、当該組織の活動を支援する。 | 環境省 |
| （ロ）アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アジア防災センターを通じた地域防災協力の強化 持続可能な開発に防災の観点を盛り込むこと等を目標に掲げた国連防災世界会議「兵庫行動枠組」の具体化を図るため、防災教育の推進等アジア防災センターを通じた地域協力を推進する。 | 内閣府 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際会議における取組 日ASEAN協力、ASEAN+3、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）等において、可能な限りESDの推進を提唱する等して、国際的な取組をリードする。 | 外務省 関係省庁 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東アジア関係諸機関との連携強化 東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）に20,000(USD)を拠出し、ESDの取組の推進に資する表彰制度の創設等を通じて、SEAMEO加盟国内のESDに係る取組の促進を図る。 | 文部科学省 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東アジア共同体環境協力推進費等 日中韓三カ国から環境教育の専門家等を集め、環境教育に関する情報交換を通じて、日中韓の環境教育ネットワークを推進し、日中韓三カ国における環境共同体意識の向上を図る。 | 環境省 |
| （ハ）開発途上国における人づくり等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ JICAを通じたODA事業 開発途上国の自立的発展、持続的成長を後押しするため、教育、研究、職業訓練、医療、保健を含む人づくり分野において、JICAを通じた資金協力及び技術協力を行う。 | 外務省 |
| （ニ）各主体との連携、民間団体の取組の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日中民間緑化協力委員会 中国に対する植林緑化運動に取り組んでいる民間団体等の協力を支援する。 | 外務省 農林水産省 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ NGOとの連携によるODA事業 開発途上国・地域で活動しているNGO等が実施する人づくり分野等の事業に対し、資金協力をを行う。 | 外務省 |

| | | |
|---------------|--|-------|
| | ○ 緑の募金 民間団体が実施する森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力について支援を行う。 | 農林水産省 |
| | ○ 途上国森づくり事業 NGO・国民参加による海外植林活動を促進するため、NGO等が行う植林プロジェクトへの支援を行う。 | 農林水産省 |
| | ○ 地球環境基金による民間活動助成事業（再掲） 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDに関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係るNPO活動に対して活動資金を助成する。 | 環境省 |
| （ホ）国民の国際理解の増進 | ○ JICA地球ひろばにおいて、途上国、ODAについての関心、理解を深めるための普及啓発活動や教師を対象とした研修等により、市民の国際理解を推進する。「国際協力レポーター」や「グローバル教育コンクール」といった参加型事業も実施する。 | 外務省 |
| | ○ 毎年10月の初めに日比谷公園にて行われる「グローバルフェスタ」等の国際協力イベントを通じて、国民の国際協力に対する理解を深める。 | 外務省 |
| | ○ 高校生交流の推進等 我が国の高校生の外国語能力の向上及び相互理解の推進並びに友好親善を目的として、海外への派遣及び海外からの高校生の受入れを推進し、もって、将来、国際社会で活躍することのできる人材の育成を図る。 | 文部科学省 |
| | ○ 外国教育施設日本語指導教員派遣事業（REXプログラム） 海外における日本語学習需要に対応し、我が国学校教育の国際化と、地域レベルの国際交流を促進させるため、我が国の中・高等学校教員を海外の中等教育施設へ派遣して、日本語教育等に従事させる。 | 文部科学省 |
| | ○ 小学校外国語活動の教材整備事業 平成23年度より必修化された小学校外国語活動の更なる充実を図るため、これまでの先行実施の成果等を踏まえて、新たな外国語活動教材の整備を行う。 | 文部科学省 |

| | | |
|----------------|---|-------|
| | <p>○ 外国語指導助手の指導力向上のための取組 新学習指導要領の実施に伴い、活発な言語活動の推進に資するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)によるALTを対象として、英語の運用能力を高める授業づくりに重点を置いた研修を実施する。</p> | 文部科学省 |
| | <p>○ ESD日米教員交流プログラム ESDを共通のテーマとし、日米間で教員の相互交流、意見交換、共同研究を行うことにより、日米の教育交流とESDの推進を図る。</p> | 文部科学省 |
| (へ) 国際社会への情報発信 | <p>○ 各府省が国際社会への情報を発信する機会において、可能な限りESDについても情報発信を行う。</p> | 関係省庁 |